

他の相談は各課の窓口で受け付けています。まずは電話で問い合わせてください。相談が休日と重なるときは休みの場合があります。詳しくはホームページで確認または問い合わせてください▶



☑先着 ☑定員を超えると抽選 ☑電話相談も実施

項目	日時	場所	問い合わせ☎
行政相談	10月18日(水) 午後1時30分～3時30分	市役所 2階入札室	秘書広報課
司法書士による相談 要予約 ☑6名	10月11日(水) 午後1時30分～(1人20分) 受付: 10月10日(火) 正午まで	市役所 2階入札室、 入札控室	
土地境界相談 要予約 ☑6名			
弁護士による相談 要予約 ☑8名	10月19日(水) 午後1時30分～(1人20分) 受付: 10月2日(月)～4日(水) 初回優先	市役所 2階入札室	
建築なんでも相談 要予約 ☑2名	10月13日(金)、27日(金) 午後1時30分～ (1人50分) 受付: 各相談日の1週間前まで	市役所 2階入札室	
市民ふくし相談 日常生活の困りごと、ひきこもりなど	①10月2日(月) 午後1時30分～4時 ☑ ②10月11日(水)、18日(水)、28日(土) 午前10時～午後3時 ☑	①吉川支所 ②市民活動センター	社会福祉協議会 82-4043 ①72-2940 ②86-7575
司法書士による 成年後見専門相談 要予約 ☑3名	10月12日(水) 午後1時30分～4時30分	総合保健福祉センター	成年後見支援センター 83-0226
人権相談	①月～金曜 ☑ ②10月12日(水)、③13日(木)、④19日(水) 午後1時～4時	①総合隣保館 ②吉川支所 相談室 ③緑が丘町公民館 ④市役所 2階入札控室	人権推進課 82-8388
農地相談	10月13日(金)	市役所 2階 農業委員会事務局	農業委員会事務局
税務相談 要予約 ☑4名	10月11日(水) 午後1時30分～3時30分 ☑ 受付: 10月6日(金)まで	市役所 3階第4相談室	税務課
若者就職相談 15～49歳の方の就職やキャリアの相談	10月17日(火) 午後1時～4時 予約優先	サンライフ三木	さんだ若者サポート ステーション 079-565-9300
DV相談 面談は要予約	月～金曜 午前9時～午後5時 ☑	DV相談室	DV相談室 82-8300
子どもいじめ相談 面談は要予約	月～金曜 午前9時～午後5時 ☑	教育センター 3階 子どもいじめ防止センター	子どもいじめ防止センター 82-8110
こころの相談 うつや自殺予防のための相談	月～金曜 午前9時～午後5時 ☑ (時間外は他の相談窓口を紹介)	市役所 3階障害福祉課	障害福祉課 89-2471
青少年悩みの相談 面談は要予約	月～金曜 ☑	教育センター 2階	教育センター 82-8686
児童虐待相談	月～金曜 午前9時～午後5時 ☑	教育センター 2階 子育て支援課	子育て支援課 83-2266
高齢者虐待相談	月～金曜 ☑	市役所 3階 地域包括支援センター	介護保険課 89-2337
女性のための相談	①火曜 午前10時～正午 木曜 午後1時～4時 } 電話相談 ②火曜 午後1時～4時 木曜 午前10時～正午 } 予約相談 (面接・電話)	教育センター 3階 男女共同参画センター	男女共同参画センター 89-2331 ①89-2354
女性のための 弁護士相談 要予約 ☑4名	10月25日(水) 午後1時50分～4時30分 受付: 10月20日(金)まで【要事前面談】		
あんしん教育相談 面談は要予約	月～金曜 ☑	教育センター 2階	教育センター 83-2020
障がい者総合相談・虐待相談	月～金曜 ☑	市役所 3階障害福祉課	障害福祉課 ☎89-2449
福祉相談 要予約	①月～金曜 午前9時～午後4時 ②10月4日(水)、20日(金) 午後2時～4時	①はばたきの丘 ②吉川支所	
身体障がい者相談	10月7日(土) 午前10時～午後3時	市民活動センター	

三木警察署だより ☎82-0110



詐欺被害が多発しています



サポート詐欺に注意

県内では、インターネット利用者のパソコンに偽のセキュリティ警告などの画面を表示させるなどして不安を感じさせ、電話をかけてきた利用者からサポート名目で電子マネーの利用券などを騙し取る、いわゆる「サポート詐欺」が多発し、パソコン知識の乏しい方が被害に遭っています。市内でも被害が多発しています。

防犯のポイント

- ・「コンビニで〇〇カード(電子マネー)を買って番号を教える」は詐欺
- ・パソコンでインターネットを利用中、ウイルス感染の警告画面が表示された場合は詐欺を疑い、表示された連絡先には絶対に電話をしない
- ・パソコン画面上にメッセージが繰り返し表示されたり、警告音や音声流れるのはコンピューターウイルスによる動作ではありません

消費生活相談

■ 訪問事業者との不要な契約に注意しましょう

☎(市)生活環境課

相談事例

- ・台風のと事業者が来て「屋根瓦がずれている、このままではひどい状態になる、早くしたほうがいい」などと言われ、修理だけでなく大掛かりな屋根のリフォーム契約を結んでしまった。
- ・自宅のトイレが詰まり、広告に「数百円から」と記載がある事業者を呼んだところ、「他の作業も必要」と次々に提案され、便器や配管の交換などの不要な契約を結んでしまった。



落ち着いて冷静に対応しましょう

来訪した事業者「無料で点検する」「早く修理したほうがいい」「保険が使える」「今なら安くする」などと不安をあおられ、工事を急がせて、不要で高額な契約をせまられることがあります。説明をうのみにせず、必要がないと思う契約はきっぱりと断りましょう。

クーリング・オフ(無条件で契約を解除できる)制度

次の場合は、料金を支払った後でも、契約日を含めて8日以内であればクーリング・オフが適用されることがあります。

- ・突然の訪問で契約した
- ・見積もりだけで呼んだ事業者とその場で契約した
- ・広告の表示額と実際の請求額が大きく異なる

契約や商品に関するトラブルや多重債務に関することは **消費生活相談へ**

日時 月・火・木・金曜(第2木曜と祝日を除く) 午前9時～正午、午後0時45分～4時
場所 市役所 2階消費生活センター(電話でも相談できます)

